

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 350
2022. 4. 20

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

退職後の生活を守る高齢者雇用制度の充実を求めよう

2021年度末（2022年3月）に定年退職した方から、今まで61歳から64歳まで段階的に支給されていた「特別支給の老齢厚生年金・旧職域年金」がなくなり、「老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金」などは原則65歳からの支給となりました。

また、今年4月から年金制度が一部変わり、老齢基礎・厚生年金は、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができるようになりました。しかし、繰り上げ受給は、請求した時点に応じてひと月あたり0.5%減額され、その減額率は一生変わりません。減額率は、60歳0か月から繰り上げ支給を請求すると30%（ 0.5×60 月）の減額、61歳で24%、62歳で18%の減額等となります。年金を含めた生活資金の確保は、退職後の日常生活を守るためにも大きな問題です。

現在、定年退職された教職員は、再任用（フルタイム・短時間）や会計年度任用職員（非常勤教員、時間講師、特別支援教室専門員など）として多くの方々が学校で仕事を続けています。年齢制限のない会計年度任用職員は、60歳以前の方や、65歳以上の方もいらっしゃいます。学校では教職員の不足が深刻です。教職員が足りないと大きく報道されたこともあり、退職後のベテラン教員の活用がさらに期待されます。昨年度の給与改定交渉時には、2023年4月1日から、定年を段階的に65歳まで引き上げるという提案が都側からありました。高齢職員も安心して働き続けられる職場作りは今後ますます重要です。

部が昨年行ったアンケートには、「来年度の任用に対する不安」を訴える意見がありましたが、今年1月には、非常勤教員に応募した方に、区教委と都教委が違った合否の結果を伝えるという、不安がそのままあてはまる出来事が起こり、部会に報告されました。結果は区教委の間違いということで、区教委の担当から本人への謝罪もありましたが、間違いだけでは済まされない重大な問題です。

3月28日、東京教組専門部の都教委要請行動が行われました。再任用・会計年度任用職員部も毎年参加していましたが、都教委から感染症対策という名目で「3名で10分」と人数や時間が制約されたため、今回は女性部と青年部に参加を譲り、要請は武捨書記長が代わって行いました。部が作成した要請書を提出し、高齢職員の処遇の改善と、安心して働き続けられる職場環境の改善を要請しました。また、非常勤教員への結果の誤通知については再発防止を求めました。

東京教組再任用・会計年度任用職員部は、高齢者も安心して働き続けられるよう、待遇や仕事の内容、職場環境の改善を目指して運動を進めていきます。5月には総会を行い、毎月1回東京教組会議室で部会も開きます。相談等がありましたら、東京教組に連絡していただくか、部会にお越しください。今年も再任用・会計年度任用職員部の運動にご理解とご支援をお願いします。

勤務日の割り振りで問題はありませんか？

非常勤教員（日勤講師）と再任用短時間教育職員の勤務日数は以下の通りです

2022年3月、都教委より、2022年度の非常勤教員及び再任用短時間教育職員の勤務日数が示されました。以下、東京教組 WEEKLY NO.1033号より転載します。

◆非常勤教員（日勤講師）の勤務日数

1 勤務日数

(1) 一任期の勤務日数が192日で、1日の勤務時間が7時間45分の勤務形態（以下「I型」という）の日勤講師の月別勤務日数は、次のア、イ、ウ及びエとする。

ア

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	192日

イ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	16	16	18	13	11	18	19	18	15	14	17	17	192日

ウ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	16	16	18	13	11	18	18	19	16	15	16	16	192日

エ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	17	16	19	12	11	17	18	18	16	14	16	18	192日

(2) 一任期の勤務日数が216日で、1日の勤務時間が5時間の勤務形態（以下II型という）の日勤講師の月別勤務日数は、次のア、イ、ウ及びエとする。

ア

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216日

イ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	18	20	17	11	19	20	20	19	16	18	20	216日

ウ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	20	18	21	17	11	20	19	20	18	15	19	18	216日

エ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	19	18	22	16	11	20	20	20	19	15	18	18	216日

(3) 月別勤務日数を変更できる事由

小学校又は義務教育学校の前期課程における主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭の臨時的欠員の代替（病休代替）等、学校運営上真にやむを得ない事情がある場合は、上記1(1)及び上記1(2)で定めた月別勤務日数を変更することができる。この場合に於いて、所属長は次の点に留意して、日勤講師の勤務日、勤務時間及びその割振りを定める。

- ア I型の任用期間における総勤務日数は、192日、II型の任用期間における総勤務日数は、216日とする。
- イ I型、II型ともに、1ヶ月当たりの勤務日数は、11日以上とする。
- ウ I型の1日の勤務時間は、7時間45分、II型の1日の勤務時間は、5時間とする。また、I型の1週間の勤務時間は、38時間45分を超えないこととする。
- エ 月別勤務日数を変更する場合は、変更前後の勤務日数及び変更事由等について、文書による意思決定を行うこととし、教育委員会から報告を求められた場合、所属長は、関係資料を提出することとする。

(4) 勤務日及び勤務時間の割振り

勤務日及び勤務時間は、所属長が勤務実態に応じて、原則として月曜日から金曜日までの間に割り振ることとする。また、翌月の勤務の割振りは当月末までに定めなければならない。

(5) 規則第18条ただし書きに定める事由

規則第18条ただし書きに規定する「教育委員会が特に必要と認める場合」とは、公開授業、体育祭等の年間授業計画に定める正規の授業、学校行事等が実施される場合とする。この場合、勤務日を日曜日、土曜日、または休日に割り振ることができる。

2 休憩時間

日勤講師の休憩時間は、規則第19条に規定のとおり、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分置かなければならない。

II型の日勤講師の勤務時間は5時間のため、規則の規定上は必ず与えなくてはならないものではないが、職務内容や日勤講師本人との調整により、勤務時間の途中で休憩時間を置くことができる。

3 超過勤務

日勤講師については、原則として超過勤務はさせないものとする。

教育委員会は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、日勤講師に対して超過勤務を命ずることができるかとされているが、各学校における学習指導、学校行事のための繁忙等は、超過勤務を命ずることができる事由には該当しないので注意すること。

4 実施時期 2022年4月1日

■再任用短時間勤務教育職員の勤務日数

1 適用する職員の範囲

教育職員のうち、地方公務員法第 28 条に規定する短時間勤務の職に該当する職員。

2 各月の勤務日数

下表のとおりとし、勤務日数の合計は 208 日とする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	17	20	19	14	11	20	19	19	17	18	18	16	208 日

■ 実施時期 2022 年 4 月 1 日

※ 再任用・会計年度任用職員部からの注

再任用短時間職員の勤務日数は年間 208 日ですが、以下のことに留意してください。

A	勤務日	授業を受け持つ曜日を、月曜日から金曜日までの間に 4 日定めます。長期休業期間は除きます。
B	休日	勤務日が祝日と重なった場合、勤務が割り振られていても「休日」となります。勤務日数には数えられますが、勤務義務が免除されます。
C	年末年始の「勤務日」	12 月 29 日から 1 月 3 日の期間に割り振られます。「休日」と同じ扱いで、実質的に勤務はありません。
D	8 月の勤務日数	11 日とします。雇用保険に加入しているため、勤務日数はどの月も 11 日を下回らないように割り振ります。
E	8 月以外の長期休業期間中の「勤務日」	4 月、7 月、12 月、1 月、3 月の長期休業期間中、年間 3 日を上限として割り振ることができます。

再任用短時間勤務の勤務日数は 208 日ですが、B と C は勤務日数にカウントされますので、実質的には 10 数日程度短くなります。また、 $208 - (A+B+C+D)$ の日数は、「勤務日」以外でも勤務する日数になります。

「ウクライナに平和を！原発に手をだすな！ 3.21 市民アクション」に参加して

飛田 邦子（江戸川）

3月21日(月・祝)、ロシアのウクライナ侵攻に反対する「市民アクション」が代々木公園 B 地区で開催されました。日教組、東京教組、各支部は組合旗を掲げて、OB・OGの方たちはプラカードやウクライナカラーの花でアピールするなどして、多数参加しました。

主催者の鎌田慧さんの挨拶から集会は開始し、落合恵子さん、澤地久枝さんと発言が続きました。

澤地さんは、今年91歳。その気骨ある発言に励まされました。



「91歳の人生の中でこういうプラカードを掲げるとは思わなかった。第二腰椎の骨折で背中も痛い。でも来ずにはいられなかった。21世紀になって国が国に武力を行使して、ウクライナの原因がロシア軍によって押さえられている。子どもたちが涙を流している。大人としての責任を感じる。原発攻撃が行われれば、ウクライナだけでなく人類がどうすることもできない事態になる。世界の人たちが、ロシアにNo!と届けるしかない。覚悟を決めて、小さな一歩でよいからどうするか考えて、前にすすもう!負けるわけにはいかない。」

その後、飯島慈明さん、ナターシャ・グジーさん、向井雪子さん、高野聡さん、ピースボートとスピーチが続きました。ナターシャさんの歌声が、胸に響きました。

ナターシャ・グジーさんは、ウクライナ出身の音楽家。日本で活動している歌手で、ウクライナの民族楽器「バンドューラ」の演奏家でもあります。「少しでも何かしたい」とはじめて集会に参加しました。黄色の上着に青いストールをまとうて登壇した彼女は、「私は、生まれも育ちも葛飾柴又。ではなく、ウクライナです」と参加者を笑わせた後、1986年のチェルノブイリ原発事故で避難生活を余儀なくされた子どもの頃の経験を語りました。

「音楽が、どんなにつらい時も悲しい時も、いつもそばにいて励まし、わたしを勇気づけてくれた。音楽の力を信じている。文化・芸術は沈黙してはならない」と。

スピーチの後、澄みきった声で童謡「ふるさと」を歌唱しました。

兔追ひし かの山 小鮒(こぶな) 釣りし かの川
 夢は今も めぐりて 忘れがたき 故郷(ふるさと)
 如何(いか) にいます 父母 恙(つつが) なしや 友がき
 雨に風につけても 思ひ出(い) づる 故郷
 志(こころざし) を はたして いつの日にか 帰らん
 山は青き 故郷 水は清き 故郷

ロシア軍の侵略攻撃によって、焦土と化し、何千人もの命が奪われ、傷つき苦しむウクライナの人々。日々を生き、人生を重ねていた土地(ふるさと)を追われ、避難民を余儀なくされているウクライナの人々。いま、このときにも…。

グジーさんの歌声にのせて、ウクライナによせる思いが心にしみわたっていくようでした。「プーチンは侵略やめる!」「ロシア軍は即時撤退!」と、強く訴えたいです。

その後、代々木公園から渋谷駅、原宿駅、再び代々木公園へと1時間余り、「戦争反対!」「プーチンは侵略やめろ」と声をあげてデモ行進しました。

3.21集会には2500人が参加。戦争を止めるまで、今後も集会・デモが開催されると思います。都合のよいところでご参加ください。



2022年度 再任用・会計年度任用職員部総会のご案内

日時：5月 日（日）11:00～12:00

会場：東京教組書記局（日本教育会館2F） ☎03-5276-1311

※ 各支部で参加を呼び掛けてください。再任用・非常勤教員・講師などを終了された方にも呼び掛けて下さい。

新年度 各地区の常任委員の選出をお願いします。

今後の常任委員会の予定は、5月 日（水）、6月 日（水）、7月 日（水）、8月 日（水）、9月 日（水）です。

16時から、東京教組書記局で行います。

メーデーに参加しよう

<連合第93回メーデー中央大会>

○メインテーマ「1人1人が尊重される 多様性を認め合う社会をめざし みんなが輝く未来をつくろう!」

<日時> 4月29日（金）10時30分～11時30分

<会場> 代々木公園B地区（サッカー場、イベント広場、ケヤキ並木を含む）

※マスク着用、会場内の飲食禁止

※東京地公労の前段集会と結集デモは行いません

<2022 連合三多摩メーデー>

<日時> 4月29日（金）10時30分～12時30分

<会場> 立川市民運動場（JR立川駅下車徒歩15分）

JR立川駅からシャトルバス運行

「改憲発議許さない！守ろう平和といのちとくらし 2022 憲法大集会」

日本国憲法は施行 75 年を迎えました。しかし世界を見れば、ロシアの軍事侵攻をはじめ「戦争の世紀」が継続しています。今こそ平和憲法の理念を世界に示すときです。世界の危機を利用して、憲法改悪の歩を進めるなど言語道断です。

<日時> 5月3日(水) 13:00～ (メイン集会)

<会場> 有明防災公園(東京臨海広域防災公園)

りんかい線「国際展示場駅」より徒歩4分

ゆりかもめ「有明駅」より徒歩2分

